

# 「障がい者への差別をなくすために わたしたちのまちの条例を考える」学習会

すべての人が「住みなれたまちで安心して暮らしたい」と願っています

国では、昭和 45 年に「障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的」に障害者基本法ができました。その後、平成 18 年に公共交通機関の利用や建物が使いやすくなるように、一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するために、ハートビル法と交通バリアフリー法の考えが統合された「バリアフリー新法」ができたり、障がい者の生活をサポートする仕組みとして、「自立支援法」ができたりしています。教育では、平成 18 年に教育基本法が改正され、一人ひとりを大切にしようという「特別支援教育」がはじまりました。

社会環境が、障がいのある方への不利益とならないように、環境、仕組み、制度、構造を変えようと努力をしています。それでも差別は、教育、福祉、医療、労働、商品・サービス提供、建物・公共機関、不動産取引、情報提供など、さまざまな場面であらわれます。

さまざまな法整備がされる中、障がい者への差別をなくすために国連では、障害者権利条約ができました。平成 18 年には、国内ではじめて千葉県で「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」(障害者差別禁止条例)ができました。本当に差別をなくすためには、「なにが差別なのか」「なぜ差別が生まれるのか」「その解決策をどうするのか」を考えなければ差別はなくなりません。

わたしたちのまちでも例外ではありません。障がいのある方やご家族からは、「あたりまえの生活がしたい」という声を聞きます。「病気や交通事故で後遺症が残る。」「子どもに、障がいがあることが判明する。」これは、誰にでもありえる現実です。でも、その後の生活は、その人たちの生活を支える家族を巻き込んで大きく変えてしまいます。

- ・職場の理解が得られず、今まで働いていた仕事を辞める。
- ・今まで使っていた公共交通機関が使いなくなる。
- ・延長保育を利用していたが、障がいのある子は受け入れられない。
- ・保育園まで一緒に過ごした子たちと一緒に小学校に入学できない。

など、さまざまな現実があります。「あたりまえの生活がしたい」という声は、障がいのある方や家族の悲鳴なのです。

なにが差別となり、差別となる問題をどのように解決したらいいのかを障がいのある当事者だけではなく、教育者、福祉従事者、医療関係者、企業の経営者、お店の経営者、建築士など、さまざまな方にご参加いただき一緒に考えたいと思います。

すべての人が住みなれたまちで安心して暮らせるために、わたしたちのまちにあった条例とはなにかを一緒に考えましょう。

■学習会の日程

<p>＝ 障がい者への差別をなくすための学習会 1回めのご案内  ＝</p> <p>■と き：平成21年1月31日（土） 13時30分～16時30分</p> <p>■講 師：小山秀隆さん（AJU 自立の家）</p> <p>■内 容：障害者権利条約、障害者市民案、 日本障害フォーラム（JDF）と愛知障害フォーラム（ADF）の取り組み</p>
<p>＝ 障がい者への差別をなくすための学習会 2回めのご案内  ＝</p> <p>■と き：平成21年2月11日（水・祝） 13時30分～16時30分</p> <p>■講 師：小山秀隆さん（AJU 自立の家）</p> <p>■内 容：千葉県「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」 愛知県「障害のある人の権利を保障し差別をなくす愛知県条例（民主党原案）」</p>
<p>＝ 障がい者への差別をなくすための学習会 3回めのご案内  ＝</p> <p>■と き：平成21年2月15日（日） 13時30分～16時30分</p> <p>■講 師：横田雅史さん（愛知みずほ大学教授）</p> <p>■内 容：教育基本法の改正、特別支援教育における変化と課題</p>

- 会 場 名古屋市市政資料館 第3集会室  
名古屋市東区白壁一丁目3番地 電話 052-953-0051（地下鉄名城線市役所駅下車 徒歩10分）
- 参加費 1,000円/1回
- 資料代 1,000円  
1. みんなちがってみんな一緒！障害者権利条約 日本障害フォーラム発行  
2. 障害者権利条約で社会を変えたい 福祉新聞社発行
- 問合せ・申込先 特定非営利活動法人ひとにやさしいまちづくりネットワーク・東海  
TEL/FAX 052-792-1156 E-mail: hitomachi@npo-jp.net
- 主 催 特定非営利活動法人ひとにやさしいまちづくりネットワーク・東海

・・・・・・・・・・ 勉強会 申込書 ・・・・・・・・・・

お 名 前		所属団体	
住 所	〒		
連絡先：電話番号			
E-mail アドレス			
特に配慮すべき事項がありましたら、お書きください。			